

行田市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービス事業

第1節 介護予防訪問介護相当サービス事業（第4条—第27条）

第2節 訪問型サービスA事業（第28条—第33条）

第3章 通所型サービス事業

第1節 介護予防通所介護相当サービス事業（第34条—第54条）

第2節 通所型サービスA事業（第55条—第60条）

第4章 委任（第61条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は行田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第120号。以下「実施要綱」という。）第4条に規定する介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）の人員、設備及び運営等に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び実施要綱の例による。

（事業の一般原則）

第3条 総合事業を実施する事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利

用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 総合事業を実施する事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問型サービス事業

第1節 介護予防訪問介護相当サービス事業

(基本方針)

第4条 介護予防訪問介護相当サービス事業は、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、かつ訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 介護予防訪問介護相当サービス事業を行う者（以下「訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。（以下「介護福祉士等」という。））の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。（以下「指定居宅介護サービス等基準」という。））第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等

基準」という。)第5第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者又は介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者(以下、この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の利用者の数は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士であつて、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月29日条例第15号)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービス事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 第6条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面若しくはサービス利用計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の送付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第15条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問介護相当サ

ービス事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問介護相当サービス事業に要した費用の額とする。)をいう。以下同じ。)から当該指定訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業者の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービス事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第16条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第17条 訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められ、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費及び保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第18条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービス事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第19条 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業を提供する事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた実務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第20条 訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業を提供する事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第21条 訪問介護相当サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。
(秘密保持等)

第22条 介護予防訪問介護相当サービス事業を提供する事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第23条 訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した介護予防訪問介護相当サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(地域との連携)

第25条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第27条 訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第8条に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画
- (2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第17条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第23条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第2節 訪問型サービスA事業

(基本方針)

第28条 訪問型サービスA事業は、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事及びその他の生活援助を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第29条 訪問型サービスA事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、介護福祉士等又は市長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA事業と指定訪問介護の事業又は訪問型サービスA事業と指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA事業及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービスA事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であつて、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスA事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスA事業と指定訪問介護又は訪問型サービスA事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第30条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業を提供する事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第31条 訪問型サービスA事業の事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスA事業の提供に必要な設備及

び備品を備えなければならない。

2 訪問型サービスA事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスA事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第32条 第30条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスA事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA事業に係る個別計画を作成するものとする。

(準用)

第33条 第9条から第27条までの規定は、訪問型サービスA事業について準用する。

第3章 通所型サービス事業

第1節 介護予防通所介護相当サービス事業

(基本方針)

第34条 介護予防通所介護相当サービス事業は、既に通所介護を利用しており、通所介護の利用の継続が必要な場合又は、多様なサービスの利用が難しい場合若しくは集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数等)

第35条 介護予防通所介護相当サービス事業を行う者（以下「通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービス事業の提供日ごとに、介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に介護職員（専ら介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス事業及び指定通所介護の利用者又は介護予防通所介護相当サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該介護予防通所介護相当サービス事業の利用定員（事業所において同時に介護予防通所介護相当サービス事業の提供を受けることができる利用者の数の上限

をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービス事業に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービス事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の介護予防通所介護相当サービス事業の単位は、介護予防通所介護相当サービス事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該介護予防通所介護相当サービス事業の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は第3項の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護の事業の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は介護予防通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第36条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第37条 通所介護相当サービスの事業を行う事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所介護相当サービス事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

ア 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら介護予防通所介護相当サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は介護予防通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第38条 第36条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所介護相当サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス事業に係る個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護予防通所介護相当サービス事業の従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第40条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第41条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第42条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際には、当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供日及び内容、当該介護予防通所介護相当サービス事業について法第115条の45の3第3項の

規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面若しくはサービス利用計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第43条 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額から介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービス事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによる。

5 通所介護相当サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第44条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業の利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(管理者の責務)

第45条 介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(定員の遵守)

第46条 通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービス事業の提供を行ってはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者に関する市への通知)

第47条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス事業の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防通所介護相当サービス事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費及び保険給付を受け、若しくは受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第48条 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理)

第49条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第50条 介護予防通所介護相当サービス事業を提供する事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる

場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第51条 通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護サービス事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービス事業に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第52条 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービス事業に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業並びにその他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第54条 通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第38条に規定する介護予防通所介護相当サービス計画
- (2) 第42条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第47条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第51条に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第2節 通所型サービスA事業

(基本方針)

第55条 通所型サービスA事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持及び改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数等)

第56条 通所型サービスA事業を行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（市長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、通所型サービスA事業の単位ごとに、当該通所型サービスA事業を提供している時間帯に従事する職員（専ら通所型サービスA事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスA事業を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA事業及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA事業及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業の単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスA事業に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスA事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスA事業の単位は、通所型サービスA事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 利用者が10名を超える場合は、専ら職務に従事する看護職員又は機能訓練指導員を1名以上置かなければならない。

6 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護の事業の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスA事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービスA事業と介護予防通所介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定介護予

防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第57条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業を提供する事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第58条 通所型サービスA事業の事業所は、通所型サービスA事業を提供するために必要な場所のほか、消化設備その他非常災害時に際して必要な設備並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスA事業を提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスA事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスA事業と指定介護予防通所介護の事業又は通所型サービスA事業と介護予防通所介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第59条 第57条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスA事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA事業に係る個別計画を作成するものとする。

(準用)

第60条 第39条から第54条の規定は、通所型サービスA事業について準用す

る。

第4章 委任

(委任)

第61条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布日から施行し、平成29年3月1日から適用する。